

令和2年10月27日

保護者 様

さいたま桜高等学園校長 佐野 貴仁

### 発熱等の風邪症状がみられる生徒への対応について

保護者の皆様には年度当初より、日々の健康観察等の新型コロナウイルス感染症に係る取組にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、例年、これから年度末に向けてインフルエンザ感染症が流行する時期となります。報道等でもご承知のとおり、新型コロナウイルスと同様の風邪症状を呈するため、本校としましては、国内、県内、近隣学校の状況等に細心の注意を払いながら、これまで以上に健康面、衛生面等に配慮し教育活動を進めてまいります。また先日、県教育委員会のガイドラインが改定され、下記の事項を改めてご家庭にお知らせするよう指示がありました。

つきましては、下記をご確認いただき、ご理解、ご対応くださいますようお願いいたします。

#### 記

### 1 出席停止措置とする場合について

#### (1) 発熱等の風邪症状が見られる児童生徒は自宅休養となる。

※症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

#### (2) 登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ(早退)、症状がなくなるまでは自宅で休養する。

#### (3) 同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校しないよう協力を依頼する。

「県立学校版 通常登校におけるガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策) Ver. 4」

(埼玉県教育委員会 令和2年9月28日より)

### 2 家庭で実施すること(改めてご協力、ご対応をお願いいたします)

#### (1) 引き続き、朝の体温を測定し、記録してください。その際、生徒本人及びご家族の発熱などの風邪の症状を記録してください。

#### (2) 生徒本人やご家族に、発熱や風邪等の症状がある場合は、自宅休養としてください(保護者が学校へ連絡してください。出席停止となります)。

#### (3) 感染防止及び予防対策のため日常において3密を回避し、手洗い、うがい、登下校及び校内でのマスク着用をお願いします。